

## 家庭系一般廃棄物の持ち去りに係る不利益処分の基準

### 1 目的

この基準は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年12月24日条例第51号。以下「条例」という。）に基づく家庭系廃棄物の持ち去りに係る不利益処分の処分基準を、川崎市行政手続条例（平成7年10月9日条例第37号）第12条第1項の規定に基づき必要な事項を定め、もって不利益処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### 2 不利益処分の定義

条例に基づく不利益処分は、条例第23条の2第3項に規定された命令をいい、次のいずれかに該当する場合に命令を行うものとする。

- (1) 市又は市長が指定する事業者以外の者が、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物（資源集団回収により収集し、又は運搬されるものを除く。）を収集し、又は運搬した場合。
- (2) 資源集団回収を行う団体のうち市長が指定するもの（以下「指定団体」という。）を構成する者であって、当該指定団体による資源集団回収のために紙類、布類若しくは瓶類の収集若しくは運搬を行うもの又は指定団体から紙類、布類若しくは瓶類の引渡しを受ける資源回収事業者以外の者が、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬した場合

### 3 処分基準

市が条例の主旨に基づき、条例第23条の2第1項、第2項に違反した者に対して、条例により禁止されていること、再度違反を行った場合は命令書の交付や罰則が適用される可能性があることについて、市が説明するなど、再発防止に向けた指導を行ったにも関わらず、当該違反者が条例で禁止されていることを認識しながら継続的に持ち去りを行う場合などに、悪質性や常習性、組織的な持ち去りであることなどを総合的に勘案し、命令を行うものとする。

### 附 則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。